あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２６年１１月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

こんにちは、司法書士の藤井です。日頃会えない皆さんお元気ですか。今年は夏が天候不順というか、異常気象で、とても雨が多かったですね。そのせいか秋の清々しい晴れ間も９月や１０月では少なく、１１月に期待したいです。秋も深まるとぽかぽか陽気の日もあれば、ぐっと冷え込んで冬を思わせる時もあります。体調に気を付けてお過ごしください。

少し早目ですが、今年一年を振り返る中に、ちょっとでも自分の死後の様子を考えてみるのもいいかと思います。今の自分の状況から死後のことを考えてみると、忙しい中に落ち着く時間が生まれるかもしれません。

どうして遺言をしてくれなかったの・・・

今回のご相談者は、和田加奈子さん（仮名・６０歳）です。加奈子さんの夫剛さん（仮名・享年６２歳）が、半年ほど前に亡くなったので、剛さん名義の自宅の土地建物を自分の名義にしてもらえないかということでした。

剛さんの遺産はこの自宅の不動産のみです。この二人の間には、長女美優紀さん（仮名・３２歳）と長男昇さん（仮名・３０歳）の子供が二人いました。剛さんは加奈子さんとは２回目の結婚で、前妻との間にも加藤いずみさん（仮名・３７歳）という子供がいました。前妻の子供のことは、剛さんから加奈子さんは聞いていましたが、交流はなかったとのことでした。遺言書はないということなので、妻である加奈子さんの名義にするために遺産分割協議書を作成し、相続人全員に署名押印が必要なことを説明して帰っていただきました。

遺産分割協議書の署名押印について、加奈子さん、美優紀さん、昇さんについては、順調に署名押印ができました。そして、最後にいずみさんへの署名押印をお願いするべく、加奈子さんは、いずみさんの自宅を訪ねました。いずみさんにこのたびの事情と自宅不動産の名義を自分のものにすることを説明したところ、快く承諾してもらったので、その日は説明だけで帰りました。

後日、いずみさんの自宅を再度訪問して、遺産分割協議書を提示したところ、前回とは全く違って、手のひらを返したように署名押印を拒んだのです。その理由を尋ねたのですが、答えてくれないし、加奈子さんはどうしたらいずみさんが署名押印してもらえるかを何度も尋ねたそうですが、はっきりとした返事はなく、ただ、遺産分割協議書へは署名押印ができないとの一点張りとのことでした。

ここからは想像するしかないのですが、たぶん遺産の相続分が気になったと考えられ、持ち分にして６分の１、金額では５００万円相当になりますので、この点が気になったのだと思い、もし、遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所での調停申立も考えるべきであることを伝えました。もちろん、調停での和解或いは審判は、相続分に応じてきっちり分けることになることも説明し、加奈子さんが不動産を取得する場合、かなりのお金をいずみさんに支払うことになることを伝えました。お金を準備することにかなり悩んでおられました。

あれから数年が経ちましたが、加奈子さんからの連絡はありません。その後の経過はわかりません。

このようなケースでも遺言書できちんと遺産の分配に思いをはせていたなら・・・と考えてしまいます。遺留分のことがあるとはいえ、遺言書があればと考えずにおられない事案でした。

ここでちょっと豆知識

遺言書がなかったらどうなる？

遺言書がない場合には、相続財産は法定相続人によって分割協議されることになります。

したがって、法定相続人以外の者が相続財産を取得するケースは原則としてないため、法定相続人以外の者に財産を残したい場合には、遺言が必要です。

簡単にいえば、遺言書がなければ、自分の想いとは全く関係なく「法」で決められた範囲内で処理されることになります。